

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁企画市場局企業開示課）

| | | | |
|-------------------|---|-------------------------------------|-------------------------------|
| 項目名 | 種類株式に係る課税上の取扱いの明確化 | | |
| 税目 | 所得税・法人税・相続税・贈与税 | | |
| 要望の内容 | 種類株式に係る課税上の取扱いについて明確化すること | | |
| | | 平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額) | — 百万円 (— 百万円) (— 百万円) |
| 新設・拡充又は延長を必要とする理由 | <p>(1) 政策目的 納税者の予見可能性を確保することで、種類株式を用いた資金調達の際の不確実性を排除し、資金調達の環境を整えることにより、企業(特にスタートアップ企業)の育成を図ること。</p> <p>(2) 施策の必要性 2006年の会社法施行により、種類株式に多種多様な組み合わせが認められ、当該種類株式を利用することで、会社や株主のニーズに応じた柔軟な資金調達や会社運営を行うことが可能となっている。</p> <p>これを受けて、企業による種類株式の活用が進んでいる一方、当該種類株式の譲渡時における税務上採用すべき金額について、客観的な判断要素が少なく、納税者の予見可能性を確保することが困難となっているとの指摘がある。</p> <p>特に、近年では、スタートアップ企業による資金調達的手段として種類株式を利用するケースが増加しており、こうした予見可能性の確保は、スタートアップ企業育成の観点からも重要である。</p> | | |

| | | | |
|----------------------|-----|------------------------|--|
| 今回の要望（租税特別措置）に関連する事項 | 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | Ⅲ—1 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備 |
| | | 政策の達成目標 | 納税者の予見可能性を確保することで、種類株式を用いた資金調達の際の不確実性を排除し、企業による資金調達の環境を整えることにより、企業（特にスタートアップ企業）の育成を図ること。 |
| | | 租税特別措置の適用又は延長期間 | — |
| | | 同上の期間中の達成目標 | — |
| | | 政策目標の達成状況 | — |
| | 有効性 | 要望の措置の適用見込み | 企業全般（主にミドル～レイターステージのスタートアップ企業）に適用される見込み。 |
| | | 要望の措置の効果見込み（手段としての有効性） | 種類株式に係る課税上の取扱いについて明確化することで、種類株式による資金調達の際の不確定要素を排除できる見込み。 |
| | 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の措置 | — |
| | | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | — |
| | | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | — |
| | | 要望の措置の妥当性 | 資金調達をしやすい環境を整えるためには、資金調達の際の不確定要素を可能な限り排除することが必要であり、種類株式を利用するケースが増加している昨今の状況では、種類株式の評価に係る課税上の取扱いについて明確化することが妥当な措置である。 |

| | | |
|----------------------------|-----------------------------|---|
| これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項 | 租税特別措置の適用実績 | — |
| | 租特透明化法に基づく適用実態調査結果 | — |
| | 租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性） | — |
| | 前回要望時の達成目標 | — |
| | 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 | — |
| これまでの要望経緯 | 今年度が初めての要望である。 | |